

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

実施事案名	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき，各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在，令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の改正が予定されています。（令和6年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正にあわせて，本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため，条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） 第30条第1項2号イ，第36条第3項第1号，第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項
政策等の案の関係資料	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正（案）の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年2月9日（金）
------------	-------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

実施事案名	松山市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき，各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在，令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の改正が予定されています。（令和6年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正にあわせて，本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため，条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正（案）の概要</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年2月9日（金）
------------	-------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

実施事案名	松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の改正が予定されています。（令和6年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正にあわせて、本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） 第80条第1項
政策等の案の関係資料	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正（案）の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年2月9日（金）
------------	-------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

実施事案名	松山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>障害福祉サービスの事業等の基準については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>現在、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の改正が予定されています。（令和6年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正にあわせて、本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</p> <p>第84条第1項</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正（案）の概要</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年2月9日（金）
------------	-------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

実施事案名	松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>通所支援の事業等の基準については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。</p> <p>この度、令和6年度通所支援等報酬改定に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の改正が予定されています（令和6年4月1日施行予定）。</p> <p>この改正にあわせて、本市の上記基準を令和6年4月1日に施行するため、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正（案）の概要</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和6年2月9日（金）
-------------------	-------------